

# 京都市人権レポート

人権を尊重することは、私たちが生活していくうえでの基本的なルールです。

誰もが、自分の人権と同様に他人の人権も尊重するようになれば、人権が私たちの生活の中で「文化」として定着し、誰もが豊かで暮らしやすい社会になるでしょう。

京都市では、「人権文化の息づくまち・京都」の実現に向けて、様々な取組を進めています。

平成28年度取組の一部を御紹介します。



## 気づく 学ぶ

教育・啓発の取組では、人権の大切さに気づき、学ぶ機会の提供に努めています。

### 様々な人権啓発の取組

文化市民局 人権文化推進課 (TEL 075 - 366 - 0322)

#### 四字熟語 人権 マンガ

日常生活の中で見過ごされがちな「人権」を四字熟語とマンガで表現する「四字熟語人権マンガ」の募集を毎年行っています。

ここでは、入賞作品の一部を紹介합니다。



#### 進路確保 (しんろかくほ)

望月 秀明さん

##### 応募者コメント

視覚に障害のある方の進路で、歩きスマホをしてぶつかってしまうようなことがあってはなりません。



#### 京都市人権啓発標語

「同じです あなたとわたしの

大切さ」

阿美谷 真生さん

##### 応募者コメント

私が京都市の人権啓発標語「同じです あなたとわたしの 大切さ」から真っ先に思い浮かんだことが今の自分でした。私には憧れている友達がいる、どうしてもその子に比べて自分が劣っているように思えて仕方がなかったのですが、この標語を読んだとき、前向きな気持ちになれました。自分は自分なんだと、自信を持ってました。



### 人権啓発イベント

#### 「ヒューマンステージ・イン・キョウト2017」の開催

「LGBT 等の性的少数者の人権尊重」をメインテーマに、タレントとしてテレビ等で活躍されているミッツ・マングローブさんを迎え、開催しました(平成29年1月)。

##### <主な内容>

「ミッツ・マングローブ トーク&ライブ」, 「四字熟語人権マンガ」入賞作品等の紹介, 中学生人権作文コンテスト入賞作品の朗読, 人権擁護委員の活動紹介



### 人権総合情報誌

#### 「きょう☆COLOR」の発行

年2回(5月と12月)発行し、人権に係る様々な情報を提供しています。

市役所案内所、区役所・支所、市立図書館、文化会館等で無料で配布しています。



## ヘイトスピーチなど特定の民族や国籍に対する差別事象への対応

平成 28 年 6 月、ヘイトスピーチ解消のための法律（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）が施行されました。

京都市では、関係機関・団体と緊密に連携し適正に対応するとともに、多文化を尊重し、差別を許さない意識啓発・人づくりの推進を行っています。

### <取組内容>

- ・「ヘイトスピーチ、許さない」ポスター及びチラシの掲示、配架。
- ・ヘイトスピーチ解消のための法律が成立した状況を踏まえ、京都市、京都府、（公財）世界人権問題研究センターによる、人権フォーラム（平成 28 年 7 月）を共同開催。
- ・京都市人権総合情報誌「きょう☆COLOR」（12 月号）にヘイトスピーチ解消のための法律の周知記事を掲載。
- ・人権啓発パネル展（平成 28 年 12 月）にて、ヘイトスピーチ解消のための法律や本市の多文化共生の取組を周知するパネルを展示。

総合企画局 国際化推進室（TEL 075 - 222 - 3072）



## スマートフォン・インターネット 不適切利用防止対策の推進

京都市立小・中学校では、スマートフォン・ゲーム機等の利用による危険性・依存性から子どもを守るため、小・中学生が主体的に課題を理解して自ら解決策を考え、保護者の課題意識の向上及び家庭等での行動の支援にもつなげる授業プログラム「携帯情報通信機器に関する学習プログラム」（通称：スマホ学習）を実施しています。

授業では、「SNS のトラブル」や「インターネットへの投稿の危険性」等をテーマに、インターネット上でも相手を思いやるマナーやモラルについて考えます。

子どもたちが被害者にも加害者にもならず、情報社会を安心・安全に生き抜くことのできる力を育む取組を引き続き進めます。



教育委員会事務局 生涯学習部 家庭地域教育支援担当  
（TEL 075 - 251 - 0456）

## 人権啓発サポート制度

京都市では、市民の皆さんや会社などで、人権に関する研修を行われる際に、講師の派遣や紹介、ビデオ（DVD）の貸出し、資料の提供などを行っています。

人権研修・啓発を計画したものの、「資料はないかな?」「講師はどうしよう?」などとお困りのときは、お気軽に御相談ください。



文化市民局 人権文化推進課（TEL 075 - 366 - 0322）

人権の保障は、建物の段差などの物理的な壁、また、誤った知識や偏見などの心理的な壁によって社会参加を妨げられている人々を支える取組を進め、全ての人々がいきいきと暮らせるまちの実現を目指すものです。

## 「京都市手話言語条例」に基づく取組の推進

京都市手話言語条例（「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」）が平成28年4月1日から施行されています。

この条例では、「手話は言語」(\*)であることをはじめ、手話の普及・理解促進を進め、手話による自由なコミュニケーションが保障される社会の構築を目指しています。

※ 手話は、独自の文法体系を持つ言語です。指や身体の動き、表情を使って、視覚的に表現します。ろう者のコミュニケーション手段として育まれてきました。

### <取組内容>

手話や耳の聞こえない方への理解を進めるために、啓発リーフレット・動画の作成、各種イベントへの手話体験ブースの出版を行うとともに、職員や事業者向けの各種研修も実施しています。

今後、市民の皆様にご参加いただける手話講座等の充実も進めてまいります。講座情報など詳しくはホームページを御覧ください。

○京都市手話言語条例（京都市情報館ホームページ）

URL : <http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000215463.html>

保健福祉局 障害保健福祉推進室 (TEL 075 - 222 - 4161)



## 貧困家庭の子ども・青少年対策の取組

京都市では、貧困家庭の子どもや青少年に関する問題に対して、教育、生活、保護者に対する就労などの多岐にわたる支援施策を実施していくため、平成28年4月に「貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム」を設置しました。

同年8月には、「京都市子どもの生活状況等に関する調査」を実施するとともに、関係団体・施設等へのヒアリングにより、貧困家庭の子ども等の実態把握に努めてきました。

これらの結果を踏まえ、「京都はぐくみ憲章」の理念の下、子ども等が家庭の経済状況等から生じる「困り」により将来を左右されることなく、希望を持って成長し、活躍していけるよう、平成29年3月に必要となる施策を掲げた「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」を策定。今後、計画に基づいた様々な取組を進めていきます。



いつでも  
どこでも  
だれもが  
「自分ごと」として

保健福祉局 児童家庭課 (TEL 075 - 251 - 2380)

## 里親支援事業の実施

親の病気や虐待など、様々な事情により保護者と暮らせなくなった子どもたちを公的責任で養育することを「社会的養護」と言います。

子どもの養育は、特定の大人との愛着関係の下で、安心感、自己肯定感、信頼感を育み、人間関係や社会性を養うことが重要であり、社会的養護では、自らの家庭に迎え入れて育てる里親がこの役割を担います。

京都市では、市内の里親の集まりである京都市里親会や、里親サポートセンター「青い鳥」を中心に、里親制度の普及啓発や里親の相談支援、サロン等の交流事業を実施しています。

里親になるのに特別な資格は要りません。興味を持たれた方は、是非児童相談所に御連絡ください。



京都市里親会  
「ゆりかもめ」ロゴマーク

保健福祉局 児童家庭課 (TEL 075 - 251 - 2380)

## 事前登録型本人通知制度の運用

京都市では、第三者が住民票の写しや戸籍謄本等を不正に取得することによる個人の権利・利益の侵害の防止を図るとともに、住民票の写し等が第三者に交付された事実を知る権利を保障することを目的として、平成26年6月から事前登録型本人通知制度を実施しています。

この制度は、住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合に、事前に登録された方に対して、交付した事実を郵送でお知らせする制度です。

事前登録の申請は、住民票については住所地、戸籍・戸籍の附票については本籍地の区役所・支所市民窓口課及び出張所で受け付けています。

文化市民局 地域自治推進室 (TEL 075 - 222 - 3085)

## 人権擁護委員と連携した取組

法務大臣から委嘱されている人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いや、人権について関心を持ってもらえるような啓発活動などを行っています。

京都市では、これまでから人権擁護委員の活動をより多くの市民に知ってもらうため、「ヒューマン・ステージ・イン・キョウト」など、本市主催の人権啓発イベントに人権擁護委員も参加してもらい、その活動内容を紹介するなど周知に努めてきたところです。

平成28年度は、これらの取組に加え、各区役所・支所において実施する人権啓発事業（街頭啓発、講演会）においても、人権擁護委員との協働による啓発活動や活動内容の周知を行いました。また、京都市からの人権擁護委員の推薦人数を拡大し、より地域に根差したきめ細やかな活動をしていただける方の推薦を新たに各区役所とも連携して行うなど、更なる連携強化を図る取組を進めました。

### 人権侵害に関するご相談はこちら

- みんなの人権 110 番 (全国共通) 0570 - 003 - 110  
又は 075 - 231 - 2001
- 子どもの人権 110 番 (全国共通・通話料無料) 0120 - 007 - 110
- 女性の人権ホットライン (全国共通) 0570 - 070 - 810

文化市民局 人権文化推進課 (TEL 075 - 366 - 0322)

### <制度の仕組み>



### ～部落差別解消に向けた取組～

平成28年12月に部落差別のない社会の実現を目的とした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。京都市では引き続き、身元調査を目的とした戸籍等の不正取得などの人権侵害に当たる行為をはじめ、あらゆる差別を許さない社会づくりのための取組を、市民の皆様との協働により進めていきます。

## 児童虐待防止の取組

### ～子ども虐待 SOS 専用電話～

京都市では、児童虐待を防止するため、様々な広報啓発活動を行うとともに、児童相談所の体制の強化を図っています。

「虐待かな?」と思ったら、ためらわずに児童相談所に連絡してください。間違っても構いません。匿名でも受け付け、連絡した人の秘密は守られます。

また、子育てに悩んだときは、児童相談所や各区役所・支所に気軽に相談してください。

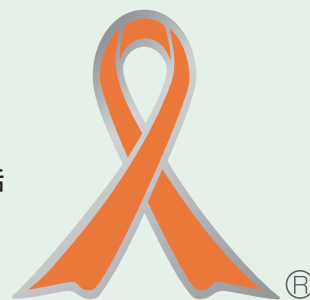
#### ●児童相談所全国共通ダイヤル

電話：189 (いち・はや・く)

#### ●京都市子ども虐待 SOS 専用電話

(24 時間対応)

電話：075 - 801 - 1919



オレンジリボン  
(児童虐待根絶シンボルマーク)

保健福祉局 児童家庭課 (TEL 075 - 251 - 2380)